

株愛光 構内交通ルール・フォークリフト使用ルール

[歩行者・自転車]

1. 裏門は歩行者、自転車のみ通行可とします。車輛、バイクは正門にお回り下さい。
2. 歩行者、自転車のフォークリフト作業エリア、車輛通行帯への立入りは禁止と致します。
歩行者、自転車(降りて押す)は、歩行者用道路をご通行下さい。
横断歩道の手前で一旦停止、左右安全確認して横断下さい。
台車、コンテナ等の運搬も極力歩行者用道路をご通行下さい。

[車輛]

3. 構内速度は15km以下とします。
但し、フォークリフトでの荷物運搬時は、10Km以下とします。
4. 車輛・バイク・フォークリフトは、歩行者用道路への侵入を原則禁止とします。
やむを得ず侵入する場合は、必ず一時停止し、安全確認後お進み下さい。
5. 車輛・バイク・フォークリフトは、横断歩道手前で必ず一時停止し、安全確認後お進み下さい。
6. 車輛・バイクの構内移動は車輛通行帯とし、積み下ろし作業等は、フォークリフト作業エリア内でお願いします。

[フォークリフト]

7. フォークリフト作業は免許取得者とし、作業計画書への登録者以外の使用を禁止とします。
乗車時は免許証を携帯し、ヘルメット、シートベルトの装着をお願いします。
使用後はエンジン停止し鍵を抜き、所定の場所にお戻し下さい。
8. フォークリフトの使用時間は原則 8:00~12:00、12:50~18:00 とします。
上記時間外での使用が必要な場合は、作業指揮者の承認が必要になります。
9. 工場内へのフォークリフト乗り入れは禁止とします。(リーチフォークリフト、業務終了後の格納は除く、格納時は安全確認要) 工場内でのフォークリフト作業が必要な場合は、作業指揮者の承認が必要になります。
10. 歩道を横切ったのフォークリフト作業時は歩道の通行止め表示を必ず行って下さい。歩行者は待機若しくは迂回をお願いします。

[その他]

11. その他、構内交通地図の表示に従うようお願いします。
尚、構内での事故に付いては、責任を負いかねますので、安全運転をお心がけ下さい。